

番号	903
特定事業の名称	官民共同窓口の設置による職業紹介事業
措置区分	通達
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	職業安定法第5条の4、第51条、第51条の2
特例を講ずべき法令等の現行規定	官民の職業紹介機関に対し、求職者情報の目的外使用を禁止している。 官民の職業紹介事業に従事する者に対し、守秘義務等を規定している。
特例措置の内容	公共職業安定所と民間職業紹介所の間で求人・求職情報を相互に連絡・回付することは、求職者情報の目的外使用の禁止や守秘義務を定めた職業安定法第5条の4、第51条、第51条の2の規定に抵触するか否かが不明確であるが、地方公共団体の所有する又は借り上げた施設内において、公共職業安定所の出先窓口と民間職業紹介事務所の共同窓口が設置され、共同して職業紹介サービスを行う場合においては、その規定に抵触しないものであることを明確化する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし